



2016年9月28日
日本製紙クレシア株式会社

日本製紙クレシア、大王製紙提訴による特許権侵害訴訟控訴審で 再び勝訴

知的財産高等裁判所平成28年9月28日判決

日本製紙クレシア株式会社（社長：南里泰徳 以下、当社）は、本日、大王製紙株式会社（以下、大王製紙）より提訴されておりました特許権侵害差止等請求控訴事件（平成27年（ネ）第10016号事件）において勝訴いたしました。

【本訴訟の経緯と概要】

- 平成24年 3月 7日 大王製紙が、当社製品であるティシューペーパー「クリネックス アクアヴェール」が特許第4676564号及び特許第4868622号の2件の特許権を侵害するとして東京地方裁判所へ提訴
- 平成26年12月 4日 当社勝訴の判決
- 平成26年12月17日 大王製紙が知的財産高等裁判所へ控訴
- 平成28年 9月28日 知的財産高等裁判所第4部（裁判長：高部眞規子判事）より当社勝訴の判決（大王製紙の請求をいずれも棄却）

これまで東京地方裁判所（一審）で約2年6ヶ月、知的財産高等裁判所（控訴審）で約1年9ヶ月にわたって審理が続けられてまいりましたが、今回の判決は、一審に続き、当社の主張が控訴審においても全面的に認められたものであり、その正当性が、知的財産事件を専門的に扱う知的財産高等裁判所でも確認されました。

当社としましては、製品開発にあたっては自社の知的財産権の保護を図るとともに、他社の知的財産権を尊重し、不当に権利行使を主張する特許権者に対しては、断固たる対応をしていく所存です。

当社は、今後ともお客様のニーズや市場環境、社会の変化に素早く対応しながら、品質を第一とした製品作りで「より清潔で快適な暮らし」に貢献してまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ

日本製紙クレシア株式会社 総務人事部 TEL 03-6665-5310